障害者福祉事業について

障害者福祉事業について、次のとおり提案する。

平成15年11月27日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・ 愛東町・湖東町合併協議会 会 長 中 村 功 一

記

障害者福祉事業については、別紙のとおりとする。

						IN U. I
	協定項目番号	19 12	協定項目名	障害者福祉事業		
	調整方針	2.他市町と連携し広域で実施し	している事業については、合併時は	き、事業については、現行のとおり新 現行のとおりとし、新市において調! のとおりとし、平成17年度から統一す	整する。	合併後2年以内に調整する。
		1 市	4 町 の	<u>現</u> 況		 調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	1131E 02 34 14 13 18 1 3 L
	【支援費制度事業】	【支援費制度事業】	【支援費制度事業】	【支援費制度事業】	【支援費制度事業】	支援費制度事業については、新市にお
	(対象者) 市町村より支給決定を受けた者	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	问 生	いて現行のとおり実施する。ただし、市単独助成は、八日市市の例によるものとする。
	(内容) ・施設訓練等支援 ・居宅生活支援 居宅介護支援 デイサービス支援 短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	
国	(市町単独助成) 利用者負担分について一部助成	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	
県	【重度身体障害者日常生活用具給付事業】	【重度身体障害者日常生活用具給付事業】	【重度身体障害者日常生活用具給付事業】	【重度身体障害者日常生活用具給付事業】	【重度身体障害者日常生活用具給付事業】	重度身体障害者日常生活用具給付事
制	(対象者) 身体障害者手帳所持者 「障害内容、障害等級により用具、貸与が異なる。)	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左		業については、新市において引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者 負担分の8割とする。
度及び関連	(内容) 在宅の身体障害者(児)に対する日 常生活用具を給付及び貸与する。	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	
する市町	(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力 に応じて費用の一部または全部を負	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	
単独事業	(市町単独助成) 利用者負担分について全額助成	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	
· 業	【身体障害者補装具の交付及び修理】 (対象者) 身体障害者手帳所持者 (内容)	【身体障害者補装具の交付及び修理】 (対象者) 同左 (内容)	【身体障害者補装具の交付及び修理】 (対象者) 同左 (内容)	【身体障害者補装具の交付及び修理】 (対象者) 同左 (内容)	【身体障害者補装具の交付及び修理】 (対象者) 同左 (内容)	身体障害者補装具の交付及び修理については、新市において引き続き実施する。ただし、市単独助成は利用者負担分の8割とする。
	(内谷) 身体上の障害を補うための用具〔義 足、車椅子、補聴器、ストマ等〕の交付 及び修理		((内谷) 同左 	同左	同左	
	(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力 に応じて費用の一部または全部を負 担	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	
	(市町単独助成) 利用者負担分について全額助成	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	

	協定項目番号	19 12	協定項目名	障害者福祉事業		
		·	1 4 町 の			一事の日本なり上の
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	- 調整の具体的な内容
	【更生医療の給付】	【更生医療の給付】	【更生医療の給付】	[更生医療の給付]	【更生医療の給付】	更生医療の給付については、新市にお
	(対象者) 18歳以上の身体障害者	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	いて引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者負担分の8割とする。
国	(内容) 身体障害者が障害を取り除いたり、 軽減するために必要とする医療費の 給付	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	
・県制度	(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力 に応じて費用の一部または全部を負 担	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	
及び関	(市町単独助成) 利用者負担分について全額助成	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	
連す	【知的障害者日常生活用具給付事業】	【知的障害者日常生活用具給付事業】	【知的障害者日常生活用具給付事業】	【知的障害者日常生活用具給付事業】	【知的障害者日常生活用具給付事業】	知的障害者日常生活用具給付事業に
る市	(対象者) 療育手帳所持者	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	ついては、新市において引き続き実施する。ただし、市単独助成は、利用者負担
町単独事業	(内容) 知的障害者が日常生活を送る上で 必要な生活用具 (特殊マット、火災報 知器、自動消火器、頭部保護帽、電 磁調理器等)を給付する。	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	(内容) 同左	分の8割とする。
	(利用者負担) 本人または扶養義務者の負担能力 に応じて費用の一部または全部を負 担	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	(利用者負担) 同左	
	-	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	(市町単独助成) 該当なし	
国・県	【身体障害者デイサービス事業】 (利用者) 実人員35人[平成14年度実績] (主な内容)	【身体障害者デイサービス事業】 該当なし	【身体障害者デイサービス事業】 該当なし	【身体障害者デイサービス事業】 (利用者) 実人員4人[平成14年度実績] (主な内容)	【身体障害者デイサービス事業】 (利用者) 実人員5人(平成14年度実績) (主な内容)	身体障害者デイサービス事業については、現行のとおりとする。 また、永源寺町、五個荘町は、平成17 年度から実施できるよう調整する。
制度で実施形態が開	(王な内存) ・創作活動 ・機能訓練 (事業者) 八日市市社会福祉協議会 (実施場所) 八日市市民福祉センター			・機能訓練 ・社会適応訓練 ・更生相談 ・介護方法の指導 ・スポーツ、レクリエーション ・健康指導 ・創作活動 ・入浴、介護、給食、送迎サービス	同左	
異なる事業				(補助事業者) 社会福祉法人青祥会 (実施場所) やまびこ身体障害者デイサービスセンター (秦荘町)	(補助事業者) 同左 (実施場所) 同左	

	協定項目番号	19 12	協定項目名	障害者福祉事業		
		1 市	4 町 の			知恵の具体的か中央
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	調整の具体的な内容
	【サマーホリデイサービス事業】	【サマー&スプリングホリデイサービス事業】	【サマーホリデイサービス事業】	【サマーホリデイサービス事業】	【サマーホリデイサービス事業】	サマーホリデイサービス事業について
	(対象者) 小学校並びに中学校の障害児学級 または養護学校等に通う障害児	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	(対象者) 同左	は、引き続き実施する。ただし、実施方法は新市において調整する。
	(内容) 夏休み期間中に、創作活動、機能 訓練等を行う。	(内容) 夏休みと春休み期間中に、創作活 動、機能訓練等を行う。	(内容) 夏休み期間中に、創作活動、機能 訓練等を行う。	(内容) 同左	(内容) 同左	
	(実施方法) 八日市市が実施	(実施方法) 永源寺町社会福祉協議会へ委託	(実施方法) 五個荘町社会福祉協議会へ委託	(実施方法) 愛知郡障害者福祉推進協議会で実施	(実施方法) 同左	
	(参加者)31人[平成14年度実績]	(参加者)6人[平成14年度実績]	(参加者)4人[平成14年度実績]	(参加者)4人[平成14年度実績]	(参加者)3人[平成14年度実績]	
	(参加料) 400円 / 1日	(参加料) 200円/1日 食料費、材料費は必要に応じて徴収	(参加料) 300円 / 1日 ただし、バスツアーの日は500円	(参加料) 無料 ただし、食料費、教材費は実費負担	(参加料) 無料 ただし、食料費、教材費は実費負担	
国・県制	【心身障害者24時間対応型利用制度】 (対象者) 在宅障害者(児)	【心身障害者24時間対応型利用制度】 (対象者) 同左	【心身障害者24時間対応型利用制度】 (対象者) 同左	【心身障害者24時間対応型利用制度】 (対象者) 同左	【心身障害者24時間対応型利用制度】 (対象者) 同左	心身障害者24時間対応型利用制度に ついては、当分の間、現行のとおりとす る。
度で実施形態が	(主な内容) (主な内容) セーフティネット等サービス事業 デイケア・ナイトケアサービスとして 在宅障害者(児)が緊急、夜間等のや むを得ない事情の場合に支援を行 う。 障害児の外出介護など、支援費の 対象とならない支援を行う。	向左 (主な内容) 同左	同左 (主な内容) 同左	(主な内容) セーフティネット等サービス事業デイケア・ナイトケアサービスとして在宅障害者(児)が緊急、夜間等のやむを得ない事情の場合に支援を行う。 家庭での入浴が困難な身体障害者の入浴サービスを行う。	向左 (主な内容) 同左	
異なる事業	(委託先) 東近江地域障害者生活支援センター	(委託先) 同左	(委託先) 同左	(委託先) 社会福祉法人とよさと	(委託先) 同左	
· 秦	[在宅重度障害者通所生活訓練援助事業] (利用者) 0人[平成14年度実績] (内容) 就労が困難な在宅重度心身障害者に対して、東近江地域2市7町の運営により通所しながら療育サービスを提供し、日常生活動作や運動機能の維持向上を図る。	【在宅重度障害者通所生活訓練援助事業】 (利用者) 0人[平成14年度実績] (内容) 同左	【在宅重度障害者通所生活訓練援助事業】 (利用者) 1人[平成14年度実績] (内容) 同左	【在宅重度障害者通所生活訓練援助事業】 (利用者) 0人[平成14年度実績] (内容) 就労が困難な在宅重度心身障害者に対して、湖東地域1市7町の運営により通所しながら療育サービスを提供し、日常生活動作や運動機能の維持向上を図る。	【在宅重度障害者通所生活訓練援助事業】 (利用者) 1人[平成14年度実績] (内容) 同左	在宅重度障害者通所生活訓練援助事業については、当分の間、現行のとおりとする。
	(実施場所) 東近江通園〈すのき	(実施場所) 同左	(実施場所) 同左	(実施場所) 彦根愛犬地域障害児(者)生活支援 センターステップあップ21内	(実施場所) 同左	

	協定項目番号	19 12	協定項目名	障害者福祉事業		
		1 市	4 町 の	現況		調整の日本的な中容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	調整の具体的な内容
	【社会参加促進事業】 (対象者) 身体障害者手帳1・2・3級所持者 療育手帳A所持者 (内容) 障害者の社会参加を援助するため、タクシーの運賃の一部または自動車の運行にかかる燃料費の一部を助成〔タクシー・ガソリン共通券〕 (助成額) 身体障害者手帳1・2級所持者 月額1,000円 身体障害者手帳3級所持者 月額500円 療育手帳A所持者	該当なし	該当なし	[社会参加促進事業] 該当なし	【社会参加促進事業】 (対象者) 身体障害者手帳1・2級所持者 療育手帳A所持者 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 (内容) 障害者の社会参加を援助するため、タクシーの運賃の一部または自動車の運行にかかる燃料費の一部を 助成〔タクシー券またはガソリン券〕 (助成額) タクシー運賃助成 年額11,600円〔1回580円〕 燃料費助成 年額11,600円〔1回580円〕	社会参加促進事業については、平成17年度から実施することとし、その内容は次のとおりとする。 (対象者) 身体障害者手帳1・2・3級所持者療育手帳A所持者精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者ただし、在宅の者に限る。 (内容) タクシー・ガソリン共通の助成券を交付(助成額) 身体障害者手帳1・2級所持者月額1,000円身体障害者手帳3級所持者月額500円療育手帳A所持者月額1,000円精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者月額1,000円
市町単独事業	(重度障害者移動支援事業) 該当なし	【重度障害者移動支援事業】 (対象者) ・障害の程度が身体障害者手帳1級または2級に該当し、本人の年税額が12万円を超えない者・障害の程度が療育手帳のAに該当し、本人の年税額が4万2千円を超えない者 (内容) ・心身障害者(児)の通院等の移動を支援するため、その交通費用の一部を助成 (助成額) 月額1,000円			(重度障害者移動支援事業) 該当なし	重度障害者移動支援事業については、 平成17年度から五個荘町の例を基本に 実施する。
	【点字·声の広報発行事業】 (点訳広報) 点訳広報:「ようかいち」 発行回数: 2回/月 発行部数: 10部 実施方法:点訳サークル「燈火」 による (声の広報) 声の広報:「ようかいち」 発行回数: 2回/月 発行部数: 10部 実施方法:朗読サークル「むらさ き草」による音訳	【点字・声の広報発行事業】 (点訳広報) 点訳広報:「えいげんじ」 発行回数: 1回/月 発行部数: 5部 実施方法:(社)滋賀県視覚障害 者福祉協会に委託 (声の広報) 声の広報:「えいげんじ」 発行回数: 1回/月 発行部数: 1部 実施方法:永源寺町朗読ボランティアグループによる音訳	【点字・声の広報発行事業】 (点訳広報) 点訳広報:「ごかしょう」 発行回数: 1回/月 発行部数: 3部 実施方法:(社)滋賀県視覚障害 者福祉協会に委託 (声の広報) 声の広報:「ごかしょう」 発行回数: 1回/月 発行部数: 3部 実施方法:ボランティアによる音 訳	【点字·声の広報発行事業】 (点訳広報) 該当なし (声の広報) 該当なし		点字及び声の広報の発行事業については、新市の広報紙発行にあわせて実施する。

	協定項目番号	19 12	協定項目名	障害者福祉事業		
		1 市	4 町 の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 		知故の日は始か古宮
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	調整の具体的な内容
	【重度障害者紙おむつ費用助成】	【重度障害者紙おむつ費用助成】	【重度障害者紙おむつ費用助成】	【重度障害者紙おむつ費用助成】	【重度障害者紙おむつ費用助成】	重度障害者紙おむつ費用助成について
	(対象者) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律による福祉手当の支給の認定を受けた者で、身体障害者手帳に記載されている障害により、現に紙おむつを使用している者 (助成額) 月額2,000円	(対象者) 町内に居住する3歳以上65歳未満 の重度障害児(者)で要介護高齢者 紙おむつ費用助成、補装具交付修 理事業によりストマ用装具(紙おむ つ)の交付を受けている者を除く、身 障1級、2級、療育手帳交付者 (助成額) 年額30,000円を上限に3分の1を助成	(対象者) 町内に居住し、身体障害者(児)で 障害のためおむつを使用している者 (助成額) 月額5,000円を限度	(対象者) 概ね40歳以上の人でおむつの必要 な者 (助成額) 月額5,000円を限度	該当なし	は、対象者を次のとおりとし、平成17年度から月額3,000円の助成券を交付する。 (対象者) 市内に居住し、重度障害者(児)で障害のため常時おむつが必要な者 身体障害者手帳1・2級所持者療育手帳A所持者精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
	紙おむつ費用助成券を交付 	【配食サービス事業】	【配食サービス事業】	【配食サービス事業】	【配食サービス事業】	配食サービスについては、現行のとおり
市町単	該当なし	(対象者) 1人暮らしの障害を有する者 (実施日) 月·水·金曜日の昼食 (実施方法) 社会福祉法人八起会へ委託 (利用者負担) 1食当り 350円	該当なし	(対象者) 1人暮らしの障害を有する者 (実施日) 月~金曜日の昼食・夕食 (実施方法) 愛東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担) 1食当り 350円	(対象者) 1人暮らしの障害を有する者 (実施日) 月~金曜日の夕食(1人週2回を原則) (実施方法) 湖東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担) 1食当り 250円	町良り一と人にりいては、現行のとあり 新市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一 するよう調整する。
·独事業 	【移送サービス事業】 該当なし	[移送サービス事業] (対象者) 身体障害者で公共交通機関の利用が困難な者 (内容) 在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関への送迎を行う。 (実施方法) 永源寺町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担)	【移送サービス事業】 該当なし	[移送サービス事業] (対象者) 身体障害者で公共交通機関の利用が困難な者 (内容) 病院への通院、入退院の送迎や福祉施設への送迎を行う。 (実施方法) 愛東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担)	[移送サービス事業] (対象者) 身体障害者で公共交通機関の利用が困難な者 (内容) 同左 (実施方法) 湖東町社会福祉協議会へ委託 (利用者負担)	移送サービスについては、現行のとおり 新市に引き継ぎ、合併後2年以内に統一 するよう調整する。
	【心身障害者扶養共済制度掛金助成】	無料 【心身障害者扶養共済制度掛金助成】	【心身障害者扶養共済制度掛金助成】	無料(ただし、月3回以内) 【心身障害者扶養共済制度掛金助成】	片道200円 「心身障害者扶養共済制度掛金助成」	 心身障害者扶養共済制度掛金助成に
	(対象者) 心身障害者扶養共済制度加入者 (内容) 心身障害者扶養共済制度に加入し ているものに対して、その前年度掛金 納付総額(1口分)の2分の1を助成 平成14年度実績:23名	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	ついては、八日市市の例により実施する。

協	議	事	項	障害者福祉事業								協定項目No.	19 12
					1	市	4	囲丁	の	現	況		

手帳保持者数

(平成15年3月末現在)

		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	合 計
	1級	382 人	79 人	113 人	51 人	94 人	719 人
	2級	222 人	30 人	61 人	32 人	57 人	402 人
	3級	264 人	64 人	69 人	40 人	71 人	508 人
 身体障害者(児)数	4級	376 人	71 人	99 人	59 人	119 人	724 人
分件焊合目(元)数	5級	164 人	21 人	32 人	32 人	33 人	282 人
	6 級	107 人	10 人	19 人	18 人	31 人	185 人
	計	1,515 人	275 人	393 人	232 人	405 人	2,820 人
	内∶児童数	37 人	7 人	6 人	4 人	6 人	60 人
	A°最重度	44 人	9 人	14 人	11 人	11 人	89 人
	A 重 度	73 人	2 人	15 人	11 人	24 人	125 人
知的障害者数	B°中 度	74 人	7 人	20 人	14 人	15 人	130 人
	B 軽 度	40 人	13 人	11 人	15 人	13 人	92 人
	計	231 人	38 人	60 人	51 人	63 人	443 人
	1級	3 人	0 人	1 人	2 人	0 人	6 人
 精神障害者数	2級	60 人	10 人	13 人	2 人	8 人	93 人
相钟焊杏苷效	3級	15 人	3 人	4 人	0 人	1 人	23 人
	計	78 人	13 人	18 人	4 人	9 人	122 人
合	計	1,824 人	326 人	471 人	287 人	477 人	3,385 人

協議事項	障害者福祉事業				協定項目No.	19 12
	先	進	地	事	例	

新市名等	合併の方式	関係市町	調整方針〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	(各種福祉制度の取扱い) 国または県等が定める福祉制度については、その福祉制度の要綱等に準拠して実施する。 国または県等が定める福祉制度について、町がその福祉制度の充実を図ることを目的に定めている福祉制度または事業については、次のとおりとする。・心身障害者扶養共済補助制度については、丹南町の例による。 町独自の福祉制度については、その福祉制度の趣旨や目的が効果的に機能する町の例による。
さいたま市	新設	浦和市 大宮市 与野市	障害者福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 障害者の社会参加にかかる事業等は統合または再編し充実に努めるものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	国または県等が定める制度で、各町が実施している施策、事業については、現行どおり新市に引き継ぐことを基本に調整します。 各町が、単独で実施している事業については、合併時に調整します。 甲賀郡行政事務組合等により広域で実施している事業については、合併時に調整します。